

はしがき

「みんな、消費税を払っていますね！」

小学校の租税教室の授業で、先生の口から発せられた言葉。生徒はみんな口をそろえて「はーい、はーい」と手を挙げていますが……。

「イートイン脱税」

某有名インターネット百科事典にも掲載されたこの言葉。脱税だ、詐欺だとネットを騒がし、社会問題にもなっていますが……。

「預り金なんだから、払って当然じゃないか（怒）」

「我々の預けた税金を、ネコババしやがって（怒）」

事業者に向けられる、悪意に満ちたこれらの言葉。消費税の世界では、事業者は常に悪者になっていますが……。

「税務当局との見解の相違？」

ニュースでよく聞くこの言葉。「それって脱税じゃん！」。脱税をした人の言い訳にしか聞こえないようですが……。

「フリーランスの所得は雑所得だといわれた……」

持続化給付金をめぐって、フリーランスの方々から発せられたこの言葉。税務署や税理士が一方的に決めつけたように聞こえますが……。

断言します。これらはすべて誤解です！

まことしやかにこうしたうわさがネット等に流れ、それを見聞きした人が、知ったかぶりをして、また人に話す。でも、ホントは、税金のことをほとんど知らない、それがこの国の実態ではないでしょうか。

私は、長く税理士を続けていますが、ずっと、この誤解はどうすれば解けるのか考えてきました。

あるとき、普段からお世話になっている理髪店のオーナーに、消費税の話をしました。そのオーナーも、最初「お客様から預かっている消費税だから」と話されたので、私は、消費税が預り金ではないこと、事業者は国民に代わって消費税を計算し、申告納付する手間を義務として課されていること、

さらに、その手間はすべて事業者の自己負担であることなどを話しました。

「そんな話、聞いたことがなかった。事業者のために、ぜひ本に書いてよ。」

オーナーはそういってくれました。

最近、大学等で講演の時間をいただく機会が増えました。税金の話というと、学生さんは年次を問わず、最初はつまらなさうに下を向いています。そこで、「イートイン脱税」や「缶コーラ益税」、「軽減税率」といった身近な税にまつわる話を、積極的にするようにしました。

学生さんからは事業者の負担に関して、「私の両親は地元で飲食店を営んでいるのですが、お店の中にレジなどではなく、伝票などは手書きで管理し、(中略)1日働いた後にため息をつきながら数字と戦っているところを間近で見てきたからこそ、少しでもその負担を減らすための政策は必要だと思います。」(原文ママ)といったレポートをいただくようになりました。

正しく伝えれば、きっと理解してもらえる！

そういうえば、われわれの世代は、高校まで税金の話を聞く機会すらありませんでした。そして、大学の講義は、ある種特殊な学問のように思われていました。自分が払う税金のことなのに、何も知らないなんて、本当にそれでいいのでしょうか。

税金の本は「こうすれば税金が得をする」「税金を少なく払う方法」といった損得にまつわるネタが多いですが、この本を読んでもらっても、そういう意味で得をすることはひとつもありません。

しかし、サラリーマンも事業者もフリーランスも学生も、あるいは税理士も「税金のホント」を知らなくて良いのでしょうか？ 明日みんなに話したくなる、税金のホントの話、ぜひご一読ください。

終わりに、本書の出版に当たり、お世話になりました日本法令の編集部のみなさまに、篤くお礼を申し上げます。

税金のホントを知りたいすべての人に

2020年12月
近藤 雅人

はしがき

消費税編

- ① あなたは消費税を払っていますか？ 2
- ② 事業者は悪者？ 12
- ③ 消費税便乗値上げって？ 21
- ④ イートイン脱税って？ 30
- ⑤ 軽減税率、ホントに賛成？ 39
- ⑥ 軽減税率、あなたは判定できますか？ 47
- ⑦ 事業者にさらなる負担？ 54
- ⑧ 赤字でも納税する？ 61

所得税編

- ① フリーランスの不満？ 70
- ② 個人事業者は得してる？ 79
- ③ 領収書があればなんでも経費？ 88
- ④ じゃあサラリーマンこそ得してるの？ 96

- ⑤ サラリーマンはどうやって税金を納めてる?** 105
- ⑥ サラリーマンあるある——医療費控除編** 111
- ⑦ サラリーマンあるある——退職編** 118
- ⑧ お金をもらってないのに?** 124
- ⑨ 税金がかかる? かからない?** 131
- ⑩ 仮想通貨の取引は?** 140
- ⑪ フリーランスの不満への回答?** 148
- ⑫ 馬券のもうけって?** 158

税務行政編

- ① 「税務当局との見解の相違」それって脱税?** 168
- ② 税金は誰が計算しても同じでしょ?** 179
- ③ 税金の特例って?** 188
- ④ 要件を一つでもクリアできなかつたら?** 196
- ⑤ 税務調査って脱税犯を捕まえるんでしょ?** 204
- ⑥ 税務署の処分に納得できないときは?** 214
- ⑦ もうわかった? 「見解の相違」の意味** 223
- ⑧ 税務署で聞いたとおりに申告したのに?** 231

消費税編

- ① あなたは消費税を払っていますか？
(消費税納稅義務者)
- ② 事業者は悪者？(事業者の負担)
- ③ 消費税便乗値上げって？(益税)
- ④ イートイン脱税って？(軽減税率Ⅰ)
- ⑤ 軽減税率、ホントに賛成？(軽減税率Ⅱ)
- ⑥ 軽減税率、あなたは判定できますか？(軽減税率Ⅲ)
- ⑦ 事業者にさらなる負担？(インボイス制度Ⅰ)
- ⑧ 赤字でも納稅する？(インボイス制度Ⅱ)

1

あなたは消費税を払っていますか？

消費税払ってますか？

とある小学校の授業中の先生と生徒たちの会話です。

A先生 税金がみんなにとって、とても大切なものだということがわかりましたね

生徒全員 はーい！

A先生 それでは、みんなは税金を払ってる？

生徒全員 はーい！

A先生 そう、みんなはどんな税金を払っているのかな？ 答えられる人？

生徒全員 はーい！ はーい！

A先生 それでは、一番に手を挙げてくれた、Bさん

Bさん 消費税！

A先生 そう、Bさんは消費税を払っているのね！ ほかの人も消費税？

生徒全員 はーい！

A先生 そうね、みんな消費税を払っていますね

私がこの本を書くきっかけとなった、実際に目にした先生と生徒のやり取りです。

A先生の「みんな消費税を払っていますね」の言葉に



あぜんとしたことを、今も鮮明に覚えています。それと同時に、小学校の先生でも、消費税のことを正しくわかっていないのかと、悲しくなりました。わが国の国民は、あまりにも税金のことを知らな過ぎると……。

読者のみなさんには、この会話のどこが間違っているのか、気がつかれましたか？

自分はコンビニで、100円の物を買って110円支払っている、だから10円の消費税を自分が払っている、そういう考えているあなた。

あなたは本当に消費税を払っていますか？

A先生も、税金を納めるという正しい意味を知っておられなかったようです。税理士が小学生などを対象に行う税金の授業でも、残念ながら、同じような説明をしているケースがあるのですから、小学校の先生が分かっていなくても仕方がないのかもしれません。

100円のものを買って110円支払った、その10円。

それは、消費税ではありません。

「コンビニのレシートに、消費税と書いてあるじゃないか」と、お叱りの言葉をいただきそうですが、それでもはつきりいいます。みなさんは消費税を払ったつもりでいるだけです。

レシートに書かれた消費税の正体

「税金を払う」という言葉には、

- ・法律で定められた税金を納める
- ・経済的に税金を負担する

という二つの意味があります。

所得税や法人税など多くの税金の場合、税金を納める義務のある人と、経済的に税金を負担する人は同じです。

これに対し、消費税は、税金を納める義務のある人と、経済的に税金を負担する人が異なります。つまり、あなたは消費税を経済的には負担していますが、消費税を税務署に申告して納める義務はないのです。

コンビニのレシートに書かれた「消費税」とは、法律上、国に納める税金ではなく、あなたが経済的に負担した金額、簡単にいえば「購入した商品代金の一部」に過ぎません。

次の例をみてください。

〈例①〉

Xさんは、Z洋品店で、11,000円の洋服を購入しました。そして、レジで商品代金と1,100円の消費税を合わせて、12,100円を支払いました。

Xさんのイメージは、およそこんな感じでしょう。



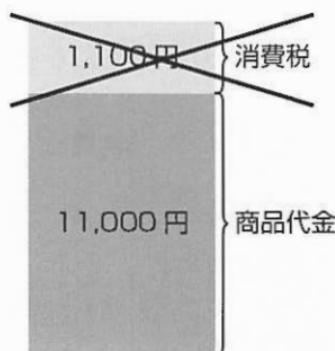
11,000円の商品代金とは別に、1,100円の消費税を支払っているというものです。

それでは、次の事例はどうなるのでしょうか。

〈例②〉

Z洋品店は、「消費税 10%還元セール」を開催中です。Xさんは、先日購入した洋服の色違いを買いました。ただ、今回は、消費税 10%還元セールのため、1,100円は支払っていません。

この場合のイメージは、きっと次のようにになります。



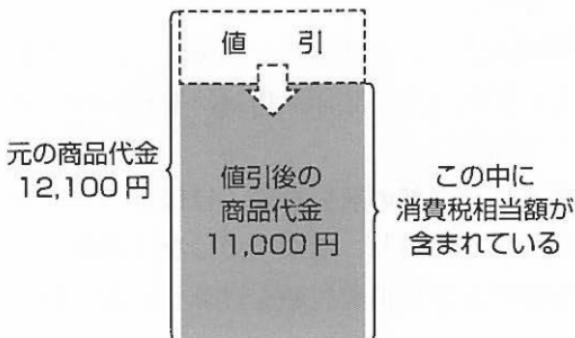
〈例①〉と比べると、Xさんは商品代金を支払っただけで、1,100円の消費税は負担していないことになりますが、そうすると、国に税金は納めなくてよいのでしょうか？

そういうえば、かつて「当店は消費税をいただきません」と大々的に看板に書いてある食堂がありました。この食堂で食事をすれば消費税が国には納められないのでしょうか。

いえいえ、けっしてそんなことはありません。法律で定められた消費税は、Z洋品店や食堂が正しく納付しています。

ということは、このイメージ、すなわち、あなたが消費税を商品代金にプラスして納めているという考え方が間違っているということになります。

正しい消費税のイメージはこうです。



あなたが、消費税還元セールで得をした 1,100 円は、税金を払わなかったのではなく、単に商品代金が値引きされただけのこと。消費税は、商品代金に必ず含まれているとされ、消費税還元セールや、消費税をいただきませんといった場合であっても、実際には、商品代金の中に消費税相当額が含まれているのです。

その金額は、「商品代金 ÷ 110% × 10%」の算式で計算されます。〈例①〉では、

$$(11,000 \text{ 円} + 1,100 \text{ 円}) \div 110\% \times 10\% = 1,100 \text{ 円}$$

が、〈例②〉では、

$$11,000 \text{ 円} \div 110\% \times 10\% = 1,000 \text{ 円}$$

が、それぞれ商品代金に含まれる消費税相当額ということになります。そして、この算式により計算された税額を、事業者が国に納付するのです。〈例②〉のように、Xさんには消費税を支払った意識はなくても、Z洋品店は受け取った商品代金の中から消費税を計算して税務署に納付します。

極端な例では、レジスターが故障していて消費税相当額をもらい忘れても、Z洋品店は消費税を国に納付しなければなりません。

このように、一部の取引を除くほぼすべての取引には消費税が含まれており、あなたではなく事業者が、受け取った商品代金から消費税額を計算し、国に納めているのです。



著者略歴

近藤 雅人（こんどう まさと）

近畿税理士会

1982年 滋賀県生まれ

1984年 立命館大学産業社会学部卒業

同年 滋賀県警察職員

1999年 税理士登録・開業

2013年7月～2017年6月 日本税理士会連合会理事・同
調査研究部副部長・同税制審
議会専門副委員長

税理士試験（第67回・68回・69回）試験委員

現在 日本税理士会連合会常務理事・同広報部長・同税
制審議会専門委員

同志社大学法学研究科非常勤講師

著書

『必要経費判定事典』（ぎょうせい）共著

『財産債務調書作成ガイドブック』（清文社）共著

『判決・裁決に学ぶ税務通達の読み方』（清文社）共著

税法学、税理、税経通信、最新租税基本判例70他、論
文多数執筆